株主総会議事運営規程（例）

**第１章　　総　　　則**

（目　的）

第１条　この規程は、株主総会（以下「総会」という。）の議事の方法を定め、その議事の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

２　総会の運営は、法令および定款に定めるところによるほか、この規程によるものとする。

**第２章　　株主等の出席**

（株主本人の出席）

第２条　総会に出席しようとする株主は、受付において、あらかじめ送付を受けた出席票の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

（株主代理人の出席）

第３条　株主の代理人として出席しようとする者は、受付において、前条の出席票と代理権を証する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

２　代理人は前項のほか、当会社の議決権ある株式を有する株主であることを明らかにしなければならない。

（法人株主の出席）

第４条　法人株主の代表者が出席する場合は、第２条による。

２　当該法人の職員が出席する場合は、第３条第１項によるほか、職員であることを明らかにしなければならない。

（取締役および監査役の出席）

第５条　取締役および監査役は、やむを得ない場合を除き、総会に出席しなければならない。

**第３章　　議　　　長**

第１節　資　　格

（資　格）

第６条　総会の議長となる者は、定款の定めによる。

（少数株主による招集の場合）

第７条　少数株主の請求によって招集された総会においては、議長が選任されるまで、出席株主の互選によって選任された仮議長が、議長の職務に当たるものとする。

第２節　権　　限

（権　限）

第８条　議長は、総会の秩序を維持し、議場を整理するため必要な措置をとることができる。

（退場命令）

第９条　議長は、次の者に対して退場を命じることができる。

（１）株主またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

（２）議長の指示に従わない者

（３）総会の秩序を乱した者

**第４章　　議　　　事**

第１節　開　　会

（出席株主数等の確認）

第１０条　議長は、総会に出席した株主またはその代理人の数、その所有する議決権ある株式の数、議決権行使書面を提出した株主の数およびその所有する議決権ある株式の数を集計させておくものとする。

２　代理権を証する書面または議決権行使書面は、開会から閉会に到るまでの間、担当者をして会場内で保管させておかねばならない。

（開会の宣言）

第１１条　開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

２　開会に当たって、議長は、出席した株主およびその代理人の数、その所有する議決権ある株式数並びに議決権行使書面を提出している株主の数およびその所有する議決権ある株式数を会場に報告しなければならない。

３　法定の客足数を要する議案を付議される総会にあっては、議長は、その客足数を満たす株主の出席のあることも、あわせて報告する。

第２節　議題の審議

（議題の付議）

第１２条　議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

（議題審議の順序）

第１３条　議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて順序を変更することができる。

２　議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

（取締役等の報告・説明）

第１４条　議長は、議題付議の宣言後、取締役に対し、当該議題に関する報告事項の報告または議案の説明を求める。取締役は、議長の許可を受けたうえ、補助者に報告または説明をさせることができる。

２　会社法第３０３条の規定による株主提案にかかる場合、議長は当該株主に議案の説明を、取締役または監査役に対し提案に対する意見を求める。

３　議長は、前二項の報告、説明または意見に要する時間を制限することができる。

第３節　株主の発言

（発言の許可）

第１５条　株主は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

２　株主の発言の順序は、議長が決定する。

（発言の制限）

第１６条　議長は、次の発言に対し注意を与え、制限しまたは中止を命ずることができる。

（１）議長の指示に従わない発言

（２）議題に関しない発言

（３）冗長にわたる発言

（４）重複する発言

（５）総会の品位を汚す発言

（６）他人の名誉を毀損しまたは侮辱する発言

（７）その他議事を妨害しまたは議場を混乱させる発言

第４節　質　　問

（説明担当者）

第１７条　株主の取締役に対する質問の説明は、代表取締役またはその指名した取締役が行う。

２　株主の監査役に対する質問の説明は、各監査役が行う。ただし、監査意見が同一の場合は、監査役の協議により定められた監査役が行うことができる。

３　取締役または監査役は、議長の許可を受けて補助者に説明させることができる。

（監査役の意見陳述）

第１８条　監査役（辞任監査役を含む。）が総会において意見を述べたい旨を議長に申し出た場合は、議長は相当と認めるときに、その意見を述べる機会を与えなければならない。

第５節　動　　議

（修正動議）

第１９条　株主は、付議された議案につき修正動議を提出することができる。

２　議長は、議場に修正動議の採否をはかる。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

３　議長は、修正案を原案と一括して審議することができる。

（議事進行に関する動議）

第２０条　株主は、議事進行につき、次の動議を提出することができる。

（１）総会の延期、続行

（２）検査役の選任

（３）議長の不信任

２　前項の動議が提出された場合、議長は議場にその動議の採否をはかる。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

（その他の動議の取扱い）

第２１条　前条第１項に定める以外の議事進行についての動議が提出された場合、その採否は議長が決する。

（動議の却下）

第２２条　議長は、動議が次の事由にあたるときは直ちに却下することができる。

（１）当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、または審議を終了したとき

（２）すでに同一内容の動議が否決されているとき

（３）総会の議事を妨害する手段として提出されたとき

（４）不適法または権利の濫用にあたるとき

（５）その他合理的理由のないことが明らかなとき

第７節　審議の終了・採決

（質疑、討論の打切り）

第２３条　議長は、上程された議案に対する株主の質問もしくは意見の陳述が終わったものと認めた場合は、採決に入るものとする。

（採決の順序）

第２４条　原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

（出席株主の範囲）

第２５条　総会の決議については、出席した株主本人および代理人を出席させた株主ならびに議決権行使書面を総会の日時の直前の営業時間の終了時までに会社に提出した株主の各議決権の数を出席した株主の議決権の数に算入する。

２　前項において、議決権行使書面を提出した株主の議決権の数を出席した株主の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議席およびその修正案の決議に限る。

３　棄権票、無効票はいずれも出席株主の議決権の数に算入する。

（採決の方法）

第２６条　議長は、採決に入るときはその旨を宣言する。

２　採決は、原案に対し賛成または反対の株主に挙手もしくは起立を求め、それぞれの数を数える方法で行う。

（採決結果の宣言）

第２７条　議長は、採決が終了した場合は、その結果を議場に宣言する。この場合、議長はその議題の決議に必要な賛成数を充足していることまたは充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

２　会社法第３０３条の規定による株主の提案にかかる議題が否決された場合は、賛成票の数が総株主の議決権の数の１０分の１以上であるか否かを報告する。

第８節　終　　了

（延期または続行）

第２８条　総会を延期または続行する場合は、総会の決議による。

２　前項の場合、延会または継続会の日時および場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

（閉　会）

第２９条　議長は、予定されたすべての議事を終了したものと認めた場合または延期もしくは続行が決議された場合、閉会を宣言する。

**付　　　　則**

（改　廃）

第３０条　この規程の改廃は、取締役会の決議によって行う。

（施　行）

第３１条　この規程は、令和○年○月○日から施行する。